

芦屋市廃棄物減量等推進審議会

会長 井上尚之様

芦屋市長 高島峻輔

プラスチック分別収集の実施について（諮問）

芦屋市廃棄物減量等推進審議会条例第2条の規定により、プラスチック分別収集の実施に関することについて、貴審議会の意見を求めます。

（本市におけるプラスチックごみの処理については、生活系ごみの分別区分において「燃やすごみ」に含めて収集し、焼却処理を実施しています。

しかしながら、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まるなか、本市においても、ごみ処理施設の老朽化に伴う新たな施設の整備計画策定について検討を進めていることに併せ、プラスチック分別収集の実施に関し調査検討を行い、貴審議会に説明し意見等を頂いてきたところです。）

以上